

## 大阪公立大学発ベンチャー企業取扱要項

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪公立大学（以下、「本学」という。）が関わるベンチャー企業（以下、「本学発ベンチャー企業」という。）について、本学の取扱いを定めることにより、その創出を促進し、産学官連携活動の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 本学発ベンチャー企業とは、次の各号のいずれかの要件を満たし、学長より第3条に規定する認定を受けた企業（個人事業所を含む。）をいう。

- (1) 【特許による技術移転型】本学又は本学の教職員が所有する特許をもとに起業する場合
- (2) 【特許以外による技術移転型、研究成果活用型】本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて起業する場合
- (3) 【人材移転型】本学の教職員、学生等がベンチャー企業の設立者となったり、その設立に深く関与したりした起業の場合（ただし、教職員の退職や学生の卒業後1年以上経過した者の場合は、原則として対象外とする。）
- (4) 【その他関係型】本学が上記以外の支援をした起業の場合

### (認定)

第3条 本学発ベンチャー企業としての認定を求める企業の代表者は、様式第1号により学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、前条に規定する要件をもとに認定の適否を審査するものとする。
- 3 学長は、様式第2号により申請者にその審査結果を通知するものとする。

### (申請の条件)

第4条 第3条第1項に掲げる申請は、次の各号のすべてを満たす場合に行うことができる。

- (1) 第2条に掲げるいずれかの要件に該当していること
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと
- (3) 法人に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと
- (4) 教職員が起業したものにあっては、公立大学法人大阪教職員兼業規程、その他法人における関係規則等に定める所要の手続き、許可等が適正になされていること

### (申請内容の変更)

第5条 本学発ベンチャー企業の代表者（以下「代表者」という。）は、第3条に規定する認定を受けた後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに学長に書面にて届け出るものとする。

### (便宜措置)

第6条 本学は、代表者からの希望があった場合、その便宜を図るため、必要に応じて次の措置

を行うことができるものとする。

- (1) 本学の管理するインキュベータ施設に入居している場合、入居期間中のみ、登記面住所をインキュベータ施設内とすること
  - (2) 研究設備等の利用を許可すること
  - (3) その他、学長が必要と認めること
- 2 代表者は、前項の措置を希望する場合は、様式第3号により申請書を学長に提出するものとする。
- 3 学長は、前項の申請があった場合は、必要に応じて措置を行うものとし、様式第4号により申請者にその旨を通知するものとする。

#### (管理運営)

第7条 本学発ベンチャー企業の管理運営については、自己の自主的な判断と責任のもとに行われるものであり、本学として何ら法的責任を負わないものとする。

#### (現状報告)

第8条 本学発ベンチャー企業の代表者は、毎年9月末までに様式第5号により、当該企業の活動に関する事業報告を学長に提出するものとする。

#### (認定の取消し)

第9条 学長は、本学発ベンチャー企業が次の各号のいずれかの基準（以下、「認定取消基準」という。）に該当するときは、認定の取消しを行うことができるものとし、様式第6号により、代表者にその旨を通知するものとする。

- (1) 本学発ベンチャー企業としての企業活動の実態がなくなったとき
- (2) 社会的信用を失墜する行為があったと認められるとき
- (3) 前条に規定する事業報告を拒否したとき
- (4) その他の理由により、本学発ベンチャー企業としての認定を維持することが適当でないとき

#### (意見聴取)

第10条 学長は、前条に規定する本学発ベンチャー企業の認定の取消しを行おうとする場合は、その企業（以下、「認定取消対象企業」という。）に対して、意見聴取のための手続きを取り、決定するものとする。

- 2 学長は、意見聴取を行うにあたっては、意見聴取を行うべき期日までに相当の期間において、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。
- (1) 認定取消しの根拠となるこの要綱の認定取消基準の該当条項
  - (2) 認定取消しの原因となる事実
  - (3) 意見聴取の期日及び場所
  - (4) 意見聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 3 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示するものとする。

- (1) 意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下、「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること
  - (2) 意見聴取が終結するまでの間、当該認定取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること
- 4 学長は、認定取消対象企業の所在が判明しない場合においては、第2項の規定による通知を、その企業の名称、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに学長が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその企業に交付する旨を本学の掲示場に掲示することによって行うことができるものとする。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその企業に到達したものとみなすものとする。
- 5 学長は、認定取消対象企業が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第3項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び、証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができるものとする。

(事務)

第11条 本学発ベンチャー企業に係る事務は学術研究支援部研究推進課において行う。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に大阪府立大学学発ベンチャー企業、または、大阪市立大学発ベンチャー企業として取り扱われているもののうち、令和4年3月31日までに所定の手続きを行ったものは、この要綱に基づき認定されたものとみなし、この要綱を適用する。